

第二期 太田市

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

【令和2年度～令和6年度】

「太田市子育てキャッチフレーズ」
みいつけた！ 家族の笑顔が 増えるまち



太 田 市

1 子ども・子育て支援制度

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、親族や隣近所などの身近な人からの子育てへの助言や支援が受けにくい現状がうかがえます。また、共働き世帯が増加する一方で、女性の出産に伴う仕事と子育ての両立が困難になっています。さらに、少子化により子どもの数が減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。国では、こうした子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立しました。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法とは

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

子ども・子育て支援の意義 ～子ども・子育て支援法基本指針より～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。それにもかかわらず、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しさを増し、結婚や出産に希望を持ちながら、その実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいいます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者等の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、親自身、周囲から様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することで、親として成長していきます。地域関係の希薄化が進む中で、こうしたいわゆる「親育ち」の過程も社会全体で支援していくことが必要とされています。

子ども・子育て支援制度では、
こんな取組を進めていきます。



■ 質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

■ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

■ 地域の子子ども・子育て支援の充実

- ・すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童保育クラブや親子が交流できる拠点の充実を図ります。

2 太田市の子ども・子育てを支援する計画

太田市では、平成 17 年 3 月に「太田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に同計画の後期計画、更に平成 27 年には「子ども子育て支援新制度」に基づいた「太田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これらの計画においては、「親と子の笑顔輝くまち おおた」を基本理念として、市域の未来を担う子どもたちの子育てを、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

第二期太田市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画の策定

太田市では、太田市子ども・子育て支援事業計画に係る施策を継続的に推進するとともに、「子ども・子育て支援法」に基づき、新たに「第二期太田市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」を策定しました。

基本理念

親と子の笑顔輝くまち おおた

基本方針

- 1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援
- 2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備
- 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進
- 5 子育てを支援する生活環境の整備
- 6 子どもの安全の確保
- 7 仕事と家庭生活の両立の推進
- 8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実

本計画では「太田市次世代育成支援行動計画」、「太田市子ども・子育て支援事業計画」での基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが健やかに成長していける環境とまちづくりを目標に積極的に施策を展開していきます。



3 計画の体系

8つの基本指針を基に、各実施施策を推進します。



4 実施施策の主な内容

■基本目標1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

安心して子どもを産み、子育てできるまちとなるためには、保護者の子育てと就労の両立を支援する体制を整えていく必要があります。また、子育て家庭が自然と支えられ、子育てに対する負担や不安が軽減されていく、温かな地域づくりも推し進めていく必要があります。更に、就学後においても、保護者が安心して就労を継続でき、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、設備や制度をはじめとしたさまざまな環境整備を推進していきます。

1 教育・保育施設の充実

新制度では、教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられます。保育が必要な場合は、保育の必要な事由に該当することが必要です。

認定区分	給付の内容	利用する施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

* 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(1) 幼稚園・認定こども園【1号及び2号認定、3～5歳児】

市全域(合計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	2,296	2,138	1,994	1,845	1,679
②確保方策	2,911	2,911	2,911	2,911	2,911
②-①	615	773	917	1,066	1,232

※1 ①量の見込み…1号認定+2号認定

※2 ②確保方策…教育・保育施設+確認を受けない幼稚園

(2) 保育所(園)など【2号認定、3～5歳児】

市全域(合計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	3,326	3,396	3,471	3,531	3,562
②確保方策	3,387	3,447	3,447	3,447	3,447
②-①	61	51	▲24	▲84	▲115

※1 ①量の見込み…2号認定

※2 ②確保方策…教育・保育施設+企業主導型施設(地域枠)



(3) 保育所(園)など【3号認定、0～2歳児】

市全域(合計)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み 0歳児	684	663	645	627	609
	1・2歳児	2,053	1,956	1,904	1,826
②確保方策	2,557	2,552	2,552	2,552	2,552
②-①	▲180	▲67	3	99	155

※1 ①量の見込み…3号認定

※2 表中()内は0歳児の内数

※3 ②確保方策…教育・保育施設+企業主導型施設(地域枠)+R2年度のみ地域型保育施設(15人)

【幼児期の教育・保育の提供体制】

・2号認定では、令和4年度から量の見込みが確保方策を上回っており、3号認定では令和2年度～3年度まで、量の見込みが確保方策を上回っています。不足分は1号認定の過剰分にて確保していきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業などを実施します。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ①時間外保育事業 | ⑧妊婦に対して健康診査を実施する事業 |
| ②放課後児童健全育成事業 | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ③子育て短期支援事業 | ⑩-1養育支援訪問事業 |
| ④地域子育て支援拠点事業 | ⑩-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑪利用者支援に関する事業 |
| ⑥病児保育事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑦子育て援助活動支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

■基本目標2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

【主な事業】

- | | |
|------------------|------------------|
| ○母子健康手帳の交付 | ○予防接種の推進 |
| ○妊産婦の健康診査の促進 | ○歯科保健事業 |
| ○妊産婦、乳幼児の健康相談の充実 | ○思春期相談の充実 |
| ○乳幼児の健康診査の充実 | ○心の教育の推進 |
| ○発達相談 | ○食育の推進 |
| ○不妊治療の促進 | ○小児の救急医療体制の促進 など |

■基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

家庭は人間が初めて接する社会であり、子どもの基本的な社会性を育む上で重要な役割を果たしています。次代を担う子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

【主な事業】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ○男女共同参画に対応した実践的な事業の推進 | ○幼稚園・保育園と小学校の連携強化 |
| ○小・中学校に「悩みごと相談員」の配置 | ○家庭教育の充実 |
| ○自然体験活動、農業体験学習の推進 | ○出会い系サイト等による犯罪被害防止対策の促進 |
| ○「こどもエコクラブ」の推進 | など |

■基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、障がいを持った子どもなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援を継続するとともに、総合的な拠点整備を推進していきます。特に子どもの貧困に対しては、市のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援をしていきます。

【主な事業】

- | | |
|---------------------|--|
| ○子育て支援総合コーディネーターの配置 | ○OLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進 |
| ○太田市要保護児童対策地域協議会の推進 | など |
| ○障がい児教育の充実 | |

■基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

【主な事業】

- | |
|----------------------------|
| ○「あんしん歩行エリア」、「事故危険個所」の整備促進 |
| ○「赤ちゃんの駅」の設置促進 |

■基本目標6 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪、いじめなど、安全を脅かす社会の様々な課題から、子どもたちを守らなければなりません。また、被害を受けた子どもに対しては、心のケアが必要であり、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進していきます。

【主な事業】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○交通安全活動 | ○参加・体験・実践型の防犯学習の推進 |
| ○犯罪等に関する情報の提供を推進 | ○「被害少年カウンセラー」の充実 |

■基本目標7 仕事と家庭生活の両立の推進

子育てをする女性がうまく仕事を両立させていくためには、柔軟に働き方を選択できることや、男性の育児への参加や父親の育児休暇の普及など、家庭から社会まで、取り組むべきさまざまな課題があるため、それらの解決に向けた施策を推進していきます。

【主な事業】

○子育て期の親の就労支援
○女性起業支援、お仕事相談パーク

○保育所児童受入体制の充実 など

■基本目標8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実

家庭を築き、子どもをもうけたいという希望をかなえるには、経済的・精神的に自立し、積極的に社会活動に参画できることが必要です。このため、子育て期を迎えた親を対象に、社会・家庭生活に関する基礎知識の付与など、親になるための意識啓発を図るとともに、男女が共同で子どもを生き育て、明るく笑顔あふれる家庭を築きあげることを前提とした「男女共同参画」に対応した講座の実施やリーフレットの配布などを推進していきます。

【主な事業】

○結婚応援隊
○家庭児童相談室 など

5 推進体制

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の点検・評価及び進捗管理が重要です。子ども・子育て支援事業の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であり、この取り組みに対し利用者の視点に立った評価指標を設定し、PDCAサイクルによる各年度の点検・評価を行い施策の改善活動を進めるなどの進捗管理を実施します。



太田市 福祉子ども部 こども課

〒373-8718 群馬県太田市浜町 2-35

TEL 0276-47-1111 (代表)

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>

